



平成 30 年 5 月 18 日

各 位

会社名 ヤマエ久野株式会社
代表者名 代表取締役社長 網田 日出人
(コード番号：8108 福岡証券取引所)
問合せ先 取締役常務執行役員管理統轄 池田 勲
(TEL 092 - 474 - 0711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 22 日開催予定の第 73 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の経営体制に合わせて取締役会の運営について当社取締役の構成に応じ柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定める取締役が取締役会の招集権者及び議長に当たるよう、現行定款第 25 条（取締役会の招集）及び第 27 条（取締役会の議長）の一部変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 17 条 〔条文省略〕</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条～第 24 条 〔条文省略〕</p> <p>(取締役会の招集) 第 25 条 取締役会は、<u>取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第 1 条～第 17 条 〔現行どおり〕</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条～第 24 条 〔現行どおり〕</p> <p>(取締役会の招集) 第 25 条 取締役会は、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条</p> <p style="text-align: center;">〔条文省略〕</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第27条 <u>取締役会の議長は、取締役社長がこれに任ずる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第28条～第36条</p> <p style="text-align: center;">〔条文省略〕</p>	<p>第26条</p> <p style="text-align: center;">〔現行どおり〕</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第27条 <u>取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第28条～第36条</p> <p style="text-align: center;">〔現行どおり〕</p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 6 月 22 日
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 22 日

以 上